

7	米子市西福原一〇一	林 原 敦
8	米子市東山六七の二	岩 尾 次 郎
9	米子市道安町三丁目二七	酒 井 信 也
10	西伯郡名和町大字高田六一三	角 田 一 男
11	境港市東雲町三八	水 見 壽 年
12	西伯郡岸本町大坂二二〇七	影 山 敏 博
13	西伯郡岸本町丸山二二六の三	林 原 重 治
14	日野郡日野町大字下坂二二四の三	石 田 幹 雄

公 告

昭和41年10月17日実施した移動物取扱者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和41年10月28日

鳥取県知事兼農務代理者  
鳥取県農務部長 本 江 滋 二

一般移動物取扱者試験の合格者

中島 勝良	大石ミツヲ	猪口 実	小林 善治	石原 勇
農薬用品田移動物取扱者試験の合格者				
宮本 博	田ノ田正春	空山 義人	坂本 豊	吉田 重三
市場 守	牧田 一	中尾 通	尾形 保	大田一二三
山本 隆	福井 亮二	山本 利正	坂本 隆博	長谷川敦秀
小倉 紀昭	手島 勇国	大江 敦	清水 正	若崎 定雄
相見 隆	石倉 清雄	木村 朝明	生田 良和	

正 誤

昭和四十一年十月農取県選挙管理委員会告示第二十一号（立会議員会を開設するべき予定の日時等について）中次の欄所に誤りがあったので、訂正する。

頁	頁
三	十二日
土	土
七時三十分	七時三十分
三朝町	三朝町
倉吉市	倉吉市
河北中学校	河北中学校

頁	頁
三	十二日
土	土
七時三十分	七時三十分
三朝町	三朝町
倉吉市	倉吉市
河北中学校	河北中学校

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その  
翌日)

昭和四十一年四月十五日第三編第百四十四号

◇告 示  
町区域をあらたに画し、及び町の区域を変更する旨の届出  
農地法による買収令書の内容

告 示

鳥取県告示第五百九号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域をあらたに画し、及び町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
昭和四十一年十月一日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

新設する町の名 同 上 の 区 域  
八幡町 余戸谷町字久米谷の区域、余戸谷町字下久米谷の区域、余戸谷町字四十二丸三五八五番の一、三五八七番の一、三六〇一番の一並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地

区域変更後  
の町の名 同 上 の 区 域  
余戸谷町 余戸谷町の区域のうち、八幡町としてあらたに画した区域以外の区域  
鳥取県告示第五百十号  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域をあらたに画し、及び町の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
昭和四十一年十月一日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

新設する町の名 同 上 の 区 域  
大平町 海田字宮ノ谷の区域、海田字山ノ鼻の区域、海田字沢の区域のうち、一一二番以外の区域、海田字双来一〇三番の二、一〇三番の三、一〇三番の四から一〇三番の六まで並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路の敷地

区域変更後  
の町の名 同 上 の 区 域  
海 田 海田の区域のうち、大平町としてあらたに画した区域以外の区域

鳥取県告示第五百十一号  
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十一条第二項の規定により、次のとおり買収令書の内容を告示する。  
昭和四十一年十月一日

